

**宮津市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)
(中間案)**

令和5年12月

宮 津 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象と範囲	3
4. 計画の期間	3
第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題	4
1. 統計にみる障害のある人の現状	4
2. 第6期障害福祉計画の検証	9
3. 第2期障害児福祉計画の検証	27
第3章 計画の理念及び基本的方向	29
1. 計画の基本理念	29
2. 計画の基本目標	30
3. 計画の体系	32
第4章 基本目標に向けた取組	33
基本目標1 ノーマライゼーションのまちづくり	33
(1) 理解と交流の促進	33
(2) 差別解消及び権利擁護の推進	35
基本目標2 自立に向けた支援体制づくり	37
(1) 障害児支援の充実	37
(2) 就労・雇用の促進	40
基本目標3 地域生活を支える仕組みづくり	43
(1) 地域支援体制の整備	43
(2) 保健・医療・福祉の充実	45
(3) 情報提供・相談体制の整備	51
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	53
(1) 生活環境の整備	53
(2) 防災・防犯対策の推進	54

第5章 第7期障害福祉計画	57
1. 令和8年度の数値目標の設定と目標達成に向けた方策	57
2. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	65
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項	69
第6章 第3期障害児福祉計画	74
1. 障害児支援の提供体制について	74
2. 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策	76
第7章 計画の推進に向けて	78
1. 計画の評価と進行管理	78
2. 計画の進捗に向けた取り組み	79
資料編	80

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を統合し、障害福祉分野の総合計画として一体的に策定します。

宮津市では、令和 3 年 3 月に「障害者計画」と「障害福祉計画」に「障害児福祉計画」を加えた、「宮津市障害者計画・第 6 期宮津市障害福祉計画・第 2 期宮津市障害児福祉計画」を策定し、福祉、保健・医療、生活環境、教育、雇用・就労など、様々な分野にわたり関係機関連携のもと、障害福祉施策の取組を進めてきたところです。

この計画が令和 5 年度で終了することから、これまでの障害児者施策の取組や成果を検証し、障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、国の基本指針や障害児者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて「宮津市障害者計画・第 7 期宮津市障害福祉計画・第 3 期宮津市障害児福祉計画」を策定し、この計画に基づき、宮津市における障害児者施策の一層の充実に取り組みます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める計画	障害福祉サービスの提供体制の確保などに関する3年間の実施計画	障害児通所支援並びに障害児相談支援事業等に関する3年間の実施計画
位置づけ	障害児者施策に関する基本計画	障害児者施策に関する事業計画	
策定後の対応	議会に報告するとともに、その趣旨を公表	遅滞なく公表するとともに、京都府知事に提出	

【関係法令】

<障害者基本法>

第11条(障害者基本計画等)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

<障害者総合支援法>

第88条(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

<児童福祉法>

第33条の20(市町村障害児福祉計画)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の対象と範囲

本計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を範囲とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
宮津市障害者基本計画(平成18年~)			宮津市障害者計画			宮津市障害者計画		宮津市障害者計画		宮津市障害者計画				
第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画				
				宮津市地域福祉推進計画			宮津市地域福祉計画				第2期宮津市地域福祉計画(~令和10年)			
第6次宮津市高齢者保健福祉計画			第7次宮津市高齢者保健福祉計画		第8次宮津市高齢者保健福祉計画		第9次宮津市高齢者保健福祉計画		第10次宮津市高齢者保健福祉計画					
				宮津市子ども・子育て支援事業計画				第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画			第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画(~令和11年)			

※ 計画の策定にあたっては、上位計画にあたる「第7次宮津市総合計画」をはじめ、「第2期宮津市地域福祉計画」「第10次宮津市高齢者保健福祉計画」「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」などの福祉分野の関連計画との整合性を保つものとします。

第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

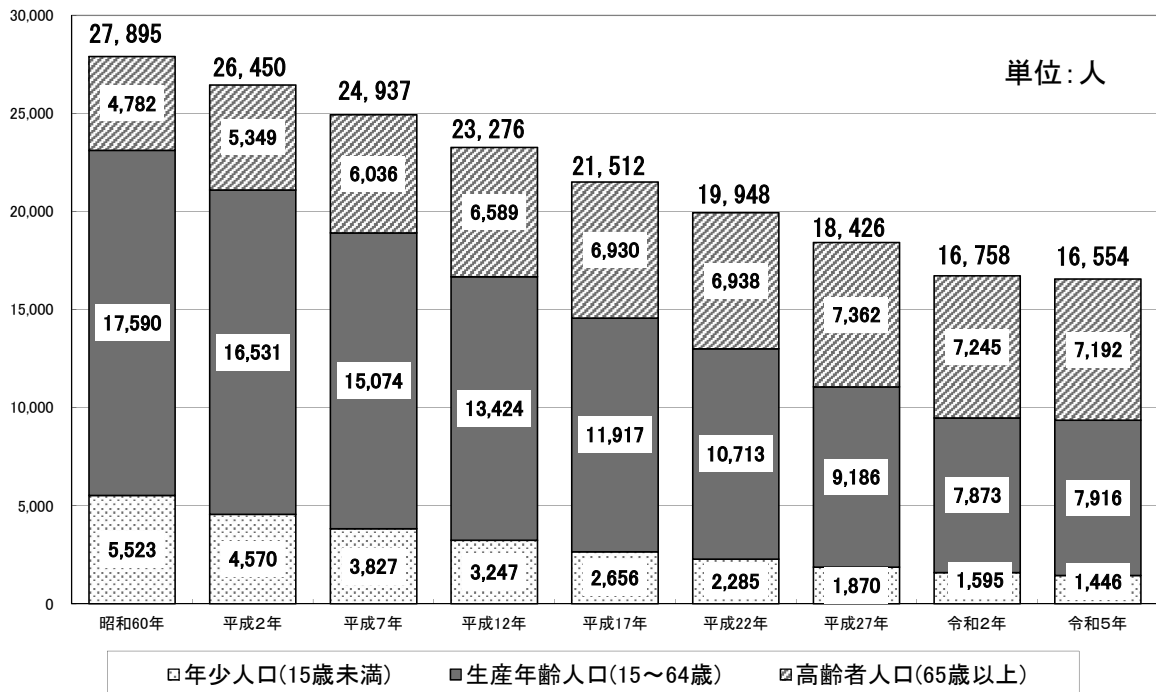
1 統計にみる障害のある人の現状

(1) 総人口と年齢3区分人口

総人口の推移をみると、昭和60年の27,895人と比べ、令和5年には16,554人と減少しています。

年齢区分別にみると、年少人口は減少、これまで増加をしていた高齢人口が微減、生産年齢人口が微増となっていますが、今後も高齢者は増加の見込みであり、高齢人口と生産年齢人口が逆転していくと見込まれます。

宮津市の人口推移



資料：昭和60年から令和2年までは、総務省統計局国勢調査人口
令和5年は、6月末の宮津市住民基本台帳人口

※平成12年以降は総人口に年齢不詳を含むため区分別の総和と異なります

(2) 障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向にあります。身体障害者手帳は減少、療育手帳は横ばい、精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

単位：人

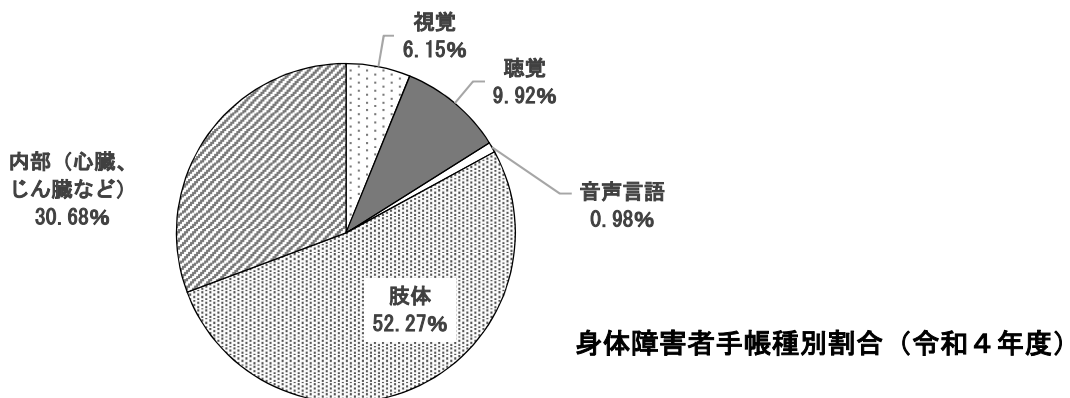
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,470	1,452	1,434	1,431
療育手帳	232	235	236	234
精神障害者保健福祉手帳	128	145	154	158
総数	1,830	1,832	1,824	1,823

①身体障害者手帳 障害種別所持者数の推移

身体障害者手帳の種類については、視覚及び肢体障害は減少傾向、聴覚、音声言語及び内部に関する障害は横ばい傾向にあります。

単位：人

障害種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	97	92	87	88
聴覚	143	146	146	142
音声言語	13	12	14	14
肢体	770	764	749	748
内部(心臓、じん臓など)	447	438	438	439
計	1,470	1,452	1,434	1,431



第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

・身体障害者手帳 年齢別所持者数の推移

単位：人

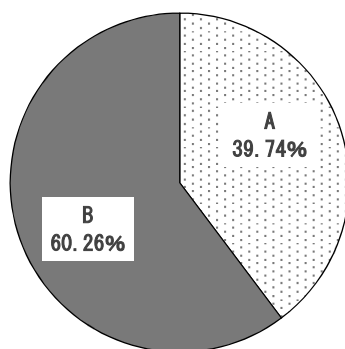
年齢区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	9	8	7	6
18歳～64歳	203	204	190	190
65歳以上	1,258	1,240	1,237	1,235
計	1,470	1,452	1,434	1,431

②療育手帳 等級別所持者数の推移

療育手帳の種類については、重度であるA及び中軽度であるBともに横ばいの傾向にあります。

単位：人

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	95	95	94	93
B	137	140	142	141
計	232	235	236	234



療育手帳種別割合 (令和4年度)

・療育手帳 年齢別所持者数の推移

単位：人

年齢区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	32	32	31	28
18歳～64歳	150	152	151	155
65歳以上	50	51	54	51
計	232	235	236	234

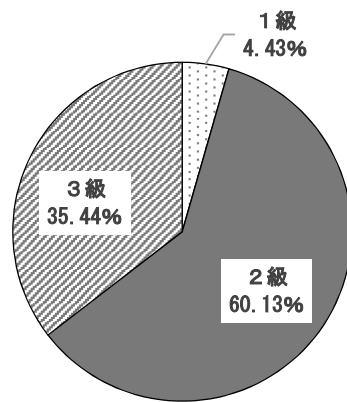
第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

③精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の種類については、1級は横ばい、2級及び3級は増加の傾向にあります。

単位：人

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	7	7	6	7
2級	70	82	91	95
3級	51	56	57	56
計	128	145	154	158



精神障害者保健福祉手帳種別割合 (令和4年度)

④自立支援医療（精神通院医療）の受給状況

精神障害者通院医療公費負担の受給状況については、受給者総数は令和2年度以降増加傾向にあります。令和4年度時点では312人となっています。

単位：人

保険種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民健康保険	188	127	173	158
社会保険	84	61	89	107
後期高齢	17	8	19	26
生活保護	23	12	22	21
計	312	208	303	312

(3) 障害支援区分認定状況（令和4年度）

単位：人

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	0	0	6	4	10	4	24
知的障害	0	3	3	2	9	12	29
精神障害	0	1	5	3	6	0	15
計	0	4	14	9	25	16	68
構成比	0.0%	5.9%	20.6%	13.2%	36.8%	23.5%	100.0%

障害支援区分の概要

障害支援区分は、障害者手帳の等級とは別に、障害の状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す6段階の区分です。

支給されるサービスの種類や、事業者を支払われるサービス費用の単価が決められるほか、サービスの支給量を決定する際の目安になります。

利用者に聞き取り調査を行い、その結果と医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、障害支援区分が認定されます。

宮津市は、与謝郡2町と共同で設置している「宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会」において障害支援区分を認定しています。

2 第6期障害福祉計画の検証

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期障害福祉計画では、①令和5年度末までに令和元年度末時点における施設入所者(34人)の6%(2人)が地域生活に移行するとともに、同様の6%(2人)を削減することを目標としました。

【目標値と実績】

項目	第5期			第6期			計	令和5年度 目標値
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和5 年度見込		
入所者数	33人	34人	32人	32人	28人	28人		32人
退所者数	3人	1人	2人	1人	4人	1人	8人	2人
うち 地域 移行数	1人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	2人
							2.9%	6.0%
新規入所 者数	2人	2人	0人	1人	0人	1人	2人	
差引減少 数	1人	+1人	2人	0人	4人	0人	6人	2人
							17.6%	6.0%

【考察】

第6期障害福祉計画の2年間で、退所者は5人、新規の施設入所者は1人となっています。

退所の理由は、長期入院が1人、死亡が4人となっています。

施設入所者の削減は目標達成の見込ですが、入所施設からの地域移行については目標値の達成はできていません。

(2) 精神障害も対応した地域包括ケアシステムの構築及び運用

精神障害のある人の地域生活を支える環境を整備するため、第6期障害福祉計画では、国の指針に従い、精神障害者の精神病床からの退院に向け、地域の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置及び地域の福祉サービス事業所のネットワークを構築し、必要なサービスを提供するとしていました。

- 【国の指針】①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上
②精神病床の1年以上の入院患者数の目標値設定（国が提示する推計式による）
③退院率（3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上）

【考察】

市としては、精神障害のある人への地域生活への移行を着実に推進するための目標は、京都府の目標に沿うものとしています。

退院後の居場所の確保等が大きな課題であり、地域移行が進んでいないのが現状です。地域移行を促進するためには、市・病院・訪問看護ステーション・サービス提供事業所等の関係機関のさらなる連携強化を図り、地域生活に必要なサービス提供に努めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備、機能の充実

障害のある人の生活を地域全体で支える核となる地域生活支援拠点等の整備について、第6期障害福祉計画では、障害福祉サービス等のニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況、地域の状況等を勘案し、京都府と連携しながら、体制の整備について検討するとしていました。

【地域生活支援拠点】

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え原則として次のような機能を備えた拠点のことを言います。

- ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

- 【国の指針】令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【考察】

圏域内及び市内について、地域生活支援拠点等の整備はできておらず、課題となっています。地域生活支援拠点等の整備については、障害者自立支援協議会と連携しながら、効果的な支援体制の構築を進めるなど、その機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期障害福祉計画では、令和5年度に一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績(0人)の1.27倍(2人)とすることを目標としました。

【目標値と実績】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和5年度目標値
年間一般就労移行者数	1人	0人	0人	3人	3人	2人	2人

【考察】

第6期障害福祉計画の2年間で、一般就労への移行が6人となり、目標到達となっております。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の支援により福祉施設から一般就労への移行を進めています。

また、市の障害者自立支援協議会の設置により関係機関の連携を強化することで、就労に向けた支援を進めています。

一方で、就労継続が困難なケースがあることから、就労の定着のためには、多方面からのより長期的な本人の支援が必要です。

(5) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

第6期障害福祉計画では、令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者2人に対して就労定着支援事業による支援を開始し、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標としました。

第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

【目標値と実績】

項目	目標値	実績
令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行すると見込まれる者(A)	2人	2人
(A)のうち、就労定着支援事業を利用すると見込まれる者(B)	2人	0人
令和5年度【目標値】= (B) / (A) %	100%	0%
就労定着支援事業所数(令和元年度末現在)	1箇所	0箇所
就労定着支援事業所数(令和5年度末現在)(C)	1箇所	0箇所
令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所数(D)	1箇所	0箇所
令和5年度【目標値】= (D) / (C) %	100%	0%

【考察】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行見込は2人となり、目標達成となっておりますが、就労定着支援事業は利用せずに就労されました。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

第6期障害福祉計画では、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保（①総合的・専門的な相談支援、②地域の相談支援体制の強化）を目標としました。

【目標値と実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
総合的・専門的な相談支援		見込	有	有
		実績	有	有
地域の 相談支 援体制 の強化	相談支援事業者への指導 助言件数	見込	1件	5件
		実績	0件	0件
	相談支援事業所への人材 育成支援件数	見込	1件	2件
		実績	0件	0件

第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

相談機関との連携強化の 取組回数	見込	1回	2回	2回
	実績	0回	0回	1回

【考察】

市内の相談支援事業者と連携し、総合的・専門的な相談支援への助言を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等による会議の中止等に伴い、目標達成とはなりませんでした。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

第6期障害福祉計画では、令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築することを目標としました。

【目標値と実績】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
障害福祉サービス等に係る各種研 修の活用	見込	4人	4人	4人
	実績	0人	0人	0人
障害者自立支援審査支払等システ ムによる審査結果の共有	見込	2回	2回	2回
	実績	0回	0回	0回

【考察】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のため、集合研修等が実施できず、目標達成とはなりませんでした。

(8) 障害福祉サービスの見込量と実績

各年度の一月当たりのサービス利用見込と実績を示しています。令和5年度は、6月分までの利用実績を基に年度末までを推計しています。

[時間分] 一月当たりのサービスの延べ利用時間数

[人日分] 一月当たりのサービスの延べ利用日数

[人 分] 一月当たりのサービスの実利用人数

訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	時間分	840	600	630	660
	人分	42	40	42	44
実績	時間分	558	545	494	437
	人分	43	46	46	41

【考察】

居宅介護（ホームヘルプ）は、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事援助を行うサービスです。

利用者数はほぼ見込量どおりですが、利用時間は下回りました。

②重度訪問介護

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	時間分	500	280	280	280
	人分	2	2	2	2
実績	時間分	206	210	227	258
	人分	1	1	1	1

【考察】

重度訪問介護は、特に重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障害のある方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や外出時の移動中の介護を総合的に提供するものです。

利用者数、利用時間はともに下回りました。

③同行援護

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	時間分	250	160	160	160
	人分	14	10	10	10
実績	時間分	96	74	64	82
	人分	8	7	6	7

【考察】

同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある方について、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するものです。

令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数、利用時間数ともに見込みを下回っています。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から第5類に分類されたことで、今後は利用者数、利用時間数ともに増加していくものと考えます。

④行動援護

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	時間分	30	20	20	20
	人分	1	1	1	1
実績	時間分	0	0	8	9
	人分	0	0	1	1

【考察】

行動援護は、知的・精神障害により行動に著しい困難を有する障害のある方について、行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動支援を行うサービスです。

利用者数は見込みどおりですが、利用時間は見込みを大きく下回りました。

⑤重度障害者等包括支援

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	時間分	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0
実績	時間分	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0

【考察】

重度障害者等包括支援は、重度の障害があるため介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

サービス提供事業所はありますが、利用希望はありませんでした。

日中活動系サービス

①生活介護

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	日分	1,520	1,350	1,350	1,350
	人分	80	76	76	76
実績	日分	1,323	1,272	1,196	1,252
	人分	74	73	70	74

【考察】

生活介護は、常時介護サービスを必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動等の機会を提供する日中活動サービスです。

利用者数、利用日数ともに見込量を下回りました。

②自立訓練（機能訓練）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	日分	23	23	23	23
	人分	1	1	1	1
実績	日分	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0

【考察】

機能訓練は、身体に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行うサービスです。

市外にサービス提供事業所はありますが、利用希望はありませんでした。

③自立訓練（生活訓練）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	日分	23	46	46	46
	人分	1	2	2	2
実績	日分	0	20	21	21
	人分	0	1	1	1

【考察】

生活訓練は、知的又は精神に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

利用者数、利用日数ともに見込量を下回りましたが、生活における様々なスキルを身につけるニーズはあるため、今後も一定の利用があると思われます。

④就労移行支援

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	日分	69	23	23	23
	人分	3	1	1	1
実績	日分	5	6	13	10
	人分	1	1	1	2

【考察】

就労を希望する65歳未満で単独で就労することが困難な方に対し、一般就労に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を一定期間行う日中活動サービスです。

利用者数は見込みどおりですが、利用日数は見込みを大きく下回りました。

⑤就労継続支援（A型）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	日分	242	260	260	260
	人分	11	13	13	13
実績	日分	234	265	241	210
	人分	12	14	12	10

第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

【考察】

就労継続支援（A型）は、一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動サービスです。

利用者数、利用時間数ともにほぼ見込みどおりとなっています。

⑥就労継続支援（B型）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量	日分	1,300	1,350	1,350	1,350
	人分	65	72	72	72
実績	日分	1,409	1,366	1,325	1,430
	人分	73	70	71	73

【考察】

就労継続支援（B型）は、一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動サービスです。

利用者数、利用時間数ともにほぼ見込みどおりとなっています。

⑦療養介護

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量(人分)	4	3	3	3
実 績(人分)	3	3	3	3

【考察】

療養介護は、医療と常時の介護が必要な方に、病院等において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行う日中活動サービスです。

利用者は見込みどおりとなっております。

⑧短期入所

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	
福祉型	利用見込量	人日分	20	40	40	40
		人分	3	4	4	4
	実績	人日分	46	19	8	43
		人分	2	2	1	3
医療型	利用見込量	人日分	20	20	20	20
		人分	1	2	2	2
	実績	人日分	2	2	0	0
		人分	1	1	0	0

【考察】

短期入所は、介護する方が病気の場合等に、障害のある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受けるサービスです。医療型は、重症心身障害のある方を対象とし、病院等で短期入所を実施するサービスです。福祉型・医療型ともに見込みを下回りました。

居住系サービス

※各月毎の利用者数を12か月分合計し、12で除した数値。令和5年度は6月分までの利用状況から年度末までを推計。

①共同生活援助（グループホーム）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量(人分)	30	35	35	35
実績(人分)	27	29	30	30

【考察】

グループホームは、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつや生活上の援助を行うものです。利用実績は見込みを下回りました。

②施設入所支援

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込量(人分)	32	32	32	32
実績(人分)	32	32	28	28

【考察】

施設入所支援は、夜間や休日に介護を必要とする方に、入所施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、居住の場を提供するものです。

令和4年度末までに、4人が退所され新たな入所者は無かったため、目標値を下回り、施設入所者が減少しました。

③指定相談支援事業

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用 見込 件数	計画相談支援(人分)	40	60	62	64
	地域移行支援(人分)	0	1	1	1
	地域定着支援(人分)	0	1	1	1
実績	計画相談支援(人分)	53	49	50	56
	地域移行支援(人分)	0	0	0	0
	地域定着支援(人分)	0	0	0	0

【考察】

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。

地域移行支援は、障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。

地域定着支援は、居宅でひとり暮らしをしている人や施設・病院から退所・退院した人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時にも相談や訪問などの支援を行います。

計画相談支援は、見込量を下回りました。地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでした。

地域生活支援事業

※実績数値は年間量。令和5年度は6月分までの利用状況から年度末までを推計。

(1) 理解促進研修・啓発事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
見込	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施

【考察】

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害についての理解を深めるために市のホームページへの情報の掲載や研修会を実施しました。

(2) 自発的活動支援事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
見込	未実施	未実施	実施	実施
実績	未実施	未実施	未実施	未実施

【考察】

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障害のある人やその家族又は地域住民等が自発的に取り組む活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動など）を支援するものです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等による事業の中止等に伴い、実績はありませんでした。

(3) 相談支援事業

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
見込	障害者相談支援事業	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施
実績	障害者相談支援事業	1箇所	2箇所	1箇所	1箇所
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施

【考察】

一般相談支援事業は1箇所の社会福祉法人に委託しています。

障害者自立支援協議会では障害者福祉の課題の検討や支援の充実に努めています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
見 込	2人	2人	2人	2人
実 績	0人	1人	0人	1人

【考察】

成年後見制度利用支援事業は、障害のある人の人権擁護を図るために、成年後見制度の審判の請求や請求に要する費用等の支援を行うものです。

令和3年度に1人の利用実績がありました。

(5) 意志疎通支援事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
見込	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人
	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	50件	50件	50件	50件
実績	手話通訳者設置事業	0人	0人	0人	0人
	手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	25件	49件	60件	44件

【考察】

聴覚に障害のある人のコミュニケーション支援を図るため、市役所社会福祉課では、必要に応じ手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、会議や事業の延期又は中止に伴い、派遣事業の実績が減少しましたが、令和4年度は見込み量を上回っています。今後も高齢化に伴い、高齢者の聴覚障害の方の利用が増えると思われま。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
受講者数 見込	7人	5人	5人	
実績	—	—	2人	3人

【考察】

聴覚障害により意思疎通を図ることに支障のある方へのコミュニケーション支援を行うことのできる人材を育成するために、日常会話程度の手話表現技術を習得する研修を実施しています。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため研修事業を延期し、令和4年度及び令和5年度に入門課程と基礎課程を実施しました。

令和4年度に手話奉仕員養成事業（入門課程）を実施しましたが、受講者の見込み数を下回りました。

(7) 日常生活用具給付事業

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用 見込 件数	介護・訓練支援用具	3件	1件	1件	1件
	自立生活支援用具	10件	5件	5件	5件
	在宅療養等支援用具	5件	4件	4件	4件
	情報・意思疎通支援用具	8件	4件	4件	4件
	排せつ管理支援用具	600件	580件	580件	580件
	住宅改修費	2件	1件	1件	1件
	計	628件	595件	595件	595件
実績 件数	介護・訓練支援用具	0件	1件	0件	1件
	自立生活支援用具	4件	3件	4件	4件
	在宅療養等支援用具	4件	6件	4件	5件
	情報・意思疎通支援用具	4件	5件	3件	4件
	排せつ管理支援用具	579件	586件	585件	585件
	住宅改修費	1件	0件	0件	1件
	計	592件	601件	596件	600件

【考察】

障害のある方の地域生活を支える用具を給付しています。

用具の種別により増減はありますが、総数ではほぼ見込みどおりの実績と

なっています。

(8) 移動支援事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
利用見込者数	32人	24人	24人	24人
延べ利用見込時間数	2,880時間	1,800時間	1,800時間	1,800時間
利用実績数	11人	8人	13人	10人
延べ利用実績数	188時間	177時間	272時間	564時間

【考察】

移動支援事業は、屋外の移動が困難な障害のある人に対して、自立生活と社会参加を促進するため、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。原則として通学・営業を除き、社会通念上必要な外出を事業の対象としています。

令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数、延べ利用時間数ともに見込みを下回っています。

新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されたことで、今後は利用者数、利用時間数ともに増加していくものと考えます。

(9) 地域活動支援センター事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
市内事業所	—	—	—	—
市外事業所	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	2人	4人	4人

【考察】

1市2町で市外事業者運営委託していますが、主に聴覚に障害のある人に対してサービス提供をしているため、難聴の方等の日中の場として利用されています。令和4年度には4人の利用がありました。

(10) 訪問入浴サービス事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用見込者数	1人	1人	1人	1人
実施箇所数	1箇所	2箇所	1箇所	0箇所
利用実績者数	1人	2人	1人	0人

第2章 宮津市の障害福祉の現状と課題

【考察】

重度の障害があって入浴が困難な人に入浴車を派遣し、入浴の機会を提供しています。令和4年度には1人の利用がありました。

(11) 生活訓練等事業

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用見込数
料理教室、グループワーク、歩行訓練等	見込	200人	180人	180人	180人
	実績	174人	82人	112人	90人

【考察】

障害のある人の地域生活におけるスキルアップを支援するため、料理教室、グループワーク、歩行訓練等の生活支援事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等による事業の中止等に伴い、見込みを下回りました。

(12) 日中一時支援事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
利用見込者数	20人	35人	37人	39人
実施箇所数	4箇所	5箇所	5箇所	4箇所
利用実績者数	42人	46人	47人	45人

【考察】

日中一時支援事業は、家族の就労支援及び一時的な休息を目的として障害のある人や子どもに対して、日中活動の場を提供するサービスです。

実態としては、介護者の不在時、障害のある子どもの放課後・長期休業中の支援、精神及び知的障害がある方の日中の活動場所として、多く利用されています。

(13) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用見込者数	1人	1人	1人	1人
利用実績者数	0人	0人	0人	0人

【考察】

重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業は、重度障害のある方等が入院する場合に、医療行為を円滑にすることを目的に、重度障害のある人等と医療従事者との意思疎通を図るためにコミュニケーション支援従事者を派遣するサービスです。

利用実績はありませんでした。

(14) 社会参加促進事業

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用見込数
スポーツレクリエーション教室	見込	250人	150人	150人	150人
	実績	0人	0人	26人	50人
サロン事業	見込	1,560人	1,200人	1,220人	1,240人
	実績	578人	444人	502人	450人
点字・声の広報等発行事業	見込	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	見込	2人	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人	1人
奉仕員等養成事業	見込	7人	5人	5人	5人
	実績	—	—	2人	3人

【考察】

障害のある人の社会参加を促進するための事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等による事業の中止等に伴い、見込みを大きく下回りました。

サロン事業は、障害のある人等が気軽に集える居場所としてサロンを開設し、レクリエーションを行うなどして、外出機会を増やすことを目的としています。

奉仕員養成事業については、要約筆記奉仕員を計画的に養成し、聴覚に障害のある人のコミュニケーションの充実を図ります。奉仕員養成事業の実績は、研修受講者の実人数を記載しています。令和4年度及び令和5年度は手話奉仕員養成事業を実施しています。

また、丹後視力障害者センターが実施する点訳奉仕員養成及び朗読奉仕員養成事業は広報等を通じて受講を勧め、視覚に障害のある人の情報保障を図っています。

3 第2期障害児福祉計画の検証

(1) 児童発達支援

※一月あたり延べ利用日数と利用者数。令和5年度は6月分までの利用状況から年度末までを推計。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用見込量	人日分	108	99	102	105
	人分	36	33	34	35
実績	人日分	100	106	82	74
	人分	29	24	24	20

【考察】

児童発達支援は、就学前の障害のある子どもに対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

利用人数、利用日数ともに見込量を下回りました。

(2) 放課後等デイサービス

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用見込量	人日分	208	282	294	306
	人分	52	47	49	51
実績	人日分	331	400	377	334
	人分	47	51	51	49

【考察】

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害のある子どもに対して放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うものです。

利用人数、利用日数ともに増加し、見込量を上回りました。

(3) 保育所等訪問支援

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用見込量	人日分	10	4	4	4
	人分	10	4	4	4
実績	人日分	2	2	2	2
	人分	1	2	1	1

【考察】

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、保育所等を利用中の障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。

利用人数、利用日数ともに見込みを下回りました。

(4) 障害児相談支援

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
利用見込量	人分	20	20	30	40
実績	人分	18	20	20	19

【考察】

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用しようとする障害児やその保護者に対し、利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整等の支援を行うほか、一定期間ごとにモニタリングを行い、利用計画内容の見直しも行うものです。

利用人数は見込量を下回りました。

第3章 計画の理念及び基本的方向

1 計画の基本理念

障害のある人もない人も

ともに生き生きと暮らすまち みやづ

障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らせるまちをつくることは大変重要です。

こうした社会の実現に向けては、障害のある方が必要な支援を受けながら、自らの決定により社会のあらゆる活動に参加する主体となり、自らの能力を最大限発揮して自己実現できることが大切です。

また、市民一人ひとりが障害への理解を十分に深め、障害のある方の社会参加を支援する取組を推進することが必要です。

こうした認識の下、本市に暮らす全ての人々が、お互いに思いやりの心でつながり、支え合いながら共に安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、「障害のある人もない人もともに生き生きと暮らすまち みやづ」を基本理念として、引き続き本計画を推進していくこととします。

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。

(1) ノーマライゼーションのまちづくり

障害のある人もない人もお互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

地域社会のあらゆる場面において、子どもたちへの福祉教育や、地域住民との交流・活動の場などにより、理解と交流の促進を図ります。

また、市民の障害についての理解の促進を図るとともに、障害のある人の権利や尊厳をしっかりと守るため、差別解消と権利擁護について、より一層推進します。

(2) 自立に向けた支援体制づくり

乳幼児期から高等教育までの障害のある子どもたちや、その保護者に対して、それぞれのライフステージに応じて、障害のある方へのサービス提供体制を計画的に構築するとともに、保育・教育との連携の下、様々な関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行う障害児支援を充実します。

障害のある人の自立した生活や社会参加の促進に向けて、障害者雇用の拡大を進めるとともに、自立支援協議会や市内企業・事業所等も含めた総合的な就労支援施策の推進、さらには障害者雇用に関する理解を促すための就労、雇用を促進します。

(3) 地域生活を支える仕組みづくり

地域における福祉活動や、障害のある人の重度化・高齢化等の様々な課題に適切に対応していくため、地域で安心して生活できる地域生活支援を充実させるとともに、福祉人材不足の課題に向けて、障害福祉人材の育成・確保・定着を図るなど、地域支援体制の整備を進めます。

また、精神に障害のある方などへの包括的な体制を構築する保健・医療・福祉の充実と、新たに包括的な相談支援体制等を整備・強化するなど、情報提供、相談体制等の整備を図ります。

(4) 安心して暮らせる環境づくり

生活の様々な場面で障害のある方が安心して暮らせるように、移動支援や住環境の整備を進めるとともに、災害時や緊急時において関係団体等と協働した防災・防犯対策を推進します。

3 計画の体系

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標1 ノーマライゼーションのまちづくり	(1)理解と交流の促進	①交流・社会参加活動の推進 ②福祉教育等の充実 重点 ③活動の場の充実
	(2)差別解消及び権利擁護の推進	①障害を理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進 ③障害者虐待の防止 ④消費者被害対策の強化
基本目標2 自立に向けた支援体制づくり	(1)障害児支援の充実	①障害児のサービス提供体制の計画的な構築 重点 ②保育・教育との連携
	(2)就労・雇用の促進	①障害者雇用の拡大 重点 ②総合的な就労支援施策の推進 ③障害者雇用に関する理解促進
基本目標3 地域生活を支える仕組みづくり	(1)地域支援体制の整備	①地域福祉活動の充実 ②障害福祉人材の育成・確保・定着 重点 ③地域生活支援の充実
	(2)保健・医療・福祉の充実	①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・運用 ②保健・医療の充実 ③福祉サービスの充実及び質の確保
	(3)情報提供・相談体制の整備	①情報の取得利用・意思疎通の推進 ②相談支援体制の充実・強化 重点
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	(1)生活環境の整備	①住みよいまちづくりの推進 ②住環境の整備
	(2)防災・防犯対策の推進	①防災対策の推進 重点

第4章 基本目標に向けた取組

基本目標1 ノーマライゼーションのまちづくり

(1) 理解と交流の促進

障害のある人もない人も、ともに生活し活動できるまちづくりを目指すため、地域社会のあらゆる場面において、障害についての交流・社会参加活動を推進するほか、福祉教育や活動の場を充実します。

① 交流・社会参加活動の推進

取組	内容
地域社会における交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の自立支援及び社会参加の促進を図るため、サロンを開催します。また、日中に在宅で過ごしている人については、サロンの参加を積極的に呼びかけます。 ・ 関連団体・関係機関のイベントや講演会等の企画・実施を支援し、障害のある人と地域住民との交流を図ります。
障害のある人に対する教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚・聴覚の障害のある人の相互交流やボランティアとの交流を深め、社会的視野を広げるため、社会見学や体験学習を行います。 ・ 障害のある青年・成人に対して、学習の場を提供し、知識や技能の取得、教養の向上を図り、障害のある人の社会参加を促進します。
選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に困難な障害のある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置、人的支援等、投票所における投票環境の向上を図ります。 ・ 障害のある人が平等に公的選挙に参加できるよう郵便等による不在者投票制度を周知します。

② 福祉教育等の充実 **重点**

取 組	内 容
学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における総合的な学習の時間等を活用し、障害疑似体験や障害福祉事業所への訪問、障害のある人による講演や手話体験等を通して、児童・生徒の福祉教育を推進します。
地域社会における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する車椅子やアイマスクの体験学習や障害のある人による福祉講話及び地域福祉懇談会の開催など、地域社会における福祉教育の推進を支援します。
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市教育大綱・教育振興基本計画に基づき、人権を尊重する意識が日常生活の隅々まで浸透した人権感覚豊かな人づくりを進めます。

③ 活動の場の充実

取 組	内 容
人材派遣・指導者の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種交流活動に必要な応じて手話通訳・要約筆記等の派遣を行い、参加しやすい環境をつくれます。
文化・芸術・スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・卓球バレー大会やボッチャ等、障害のある人と地域住民の交流を図るスポーツイベントの開催を支援します。 ・市民体育館等公共施設の利用料金を減免し、積極的な利用を促します。 ・全国障害者スポーツ大会や全京都障害者総合スポーツ大会等への参加を支援します。 ・障害のある人や障害者団体等による文化・芸術活動への取り組みの支援及び発表の場を提供し、地域住民との交流を図ります。

取 組	内 容
文化・芸術・スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や障害者団体等による芸術活動を進める人材の育成を支援します。 ・パラスポーツの普及・体験会を開催し、障害者スポーツの魅力を紹介します。

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

日常生活や社会生活において、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くために、障害を理由とする差別の解消の推進に努めるとともに、権利擁護の推進や障害者への虐待防止、さらには、消費者被害対策を強化します。

①障害を理由とする差別の解消の推進

取 組	内 容
広報誌等を利用した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人へのヘルプマークの配布や、様々なイベントや広報誌、SNS等を通じて広く周知を行い、市民の障害についての理解の促進を図ります。
障害者週間等を利用した啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間等に合わせ、車椅子体験や講演会などのイベントを同時に開催するなど、市民の障害への理解の促進を図ります。 ・障害者週間：12月3日～12月9日 ・障害者雇用支援月間：9月 ・人権週間：12月4日～12月10日
市職員の障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事務・事業の実施に際し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宮津市職員対応要領」に基づき、必要かつ合理的な配慮を行うなど、窓口等における障害のある人への対応の充実を図ります。

②権利擁護の推進

取組	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害により判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う福祉サービス利用援助事業の推進に努めます。
成年後見制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターや成年後見制度について、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域住民や関係機関におけるセミナー等を開催し、成年後見を必要とする人やその家族等に対して、利用手続きや問題解決のサポート等を行います。

③障害者虐待の防止

取組	内容
障害者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発防止等に取り組むとともに、地域、専門機関による宮津市高齢者等虐待防止ネットワークの体制強化を図ります。 ・養護者による虐待については、養護者に対する負担の軽減や相談の助言など、養護者の支援を行います。

④消費者被害対策の強化

取組	内容
消費者被害対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する各種講座等の開催や情報提供など、啓発に努めるとともに、宮津与謝消費生活センターとの連携による相談体制の充実を図ります。

基本目標2 自立に向けた支援体制づくり

(1) 障害児支援の充実

乳幼児期に一貫した健診を実施し、障害の早期発見・早期療育から適切な療育・教育へとつなげ、障害の程度や子どものライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。

このため、障害児のサービス提供体制を計画的に構築するとともに、保育・教育との連携を強化し、障害のある子どもやその保護者への支援を充実します。

① 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 重点

取 組	内 容
障害児療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの社会的な自立や発達を促し、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障害児通所支援事業、日中一時支援事業の実施のほか、放課後児童クラブにおける受入体制の充実を図ります。 ・ 保育所等の障害のある児童等に対して、集団生活に適應するための訓練や支援方法等の指導等を提供する保育所等訪問支援を進めます。 ・ 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、訪問により日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与の支援を行います。 ・ 育児に悩みを抱える保護者や発達等が気になる子どもを対象に、作業療法士等による育児相談や発達を促すための感覚統合を取り入れた運動遊びを実施します。 ・ 支援ファイル「かけはし」を活用し、障害のある子どものライフステージに合わせた切れ目の無い支援を行います。 ・ 子どもの発達に関する講演会や保護者・専門職等の交流会を開催し、地域での障害への理解を深め、不安を抱えている保護者のメンタルケアの支援を行います。

取 組	内 容
(障害児療育の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある子どもの保護者を支援するため、支援プログラムの活用や、ピアサポート活動を推進します。
重症心身障害児を支援するための体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児やその家族の精神的、肉体的負担を軽減するため、医療・福祉・教育等の関係機関が必要な個別ケース会議を開催し、必要なサービスが受けられる取組を推進します。
医療的ケア児の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、医療的ケア児やその家族を支援するため、保育園等において受け入れを可能とする看護師等の配置を支援します。
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業所や相談支援事業所との連携を強化し、利用しやすい相談支援体制を構築します。 ・児童発達支援センター等において、療育やサービスの利用にかかる保護者等の相談、助言等を行います。 ・相談支援機関を周知するための相談窓口一覧を保護者や障害のある子どもに関わる機関に配布します。
子ども家庭センターと連携した早期発見・療育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠から就学までの期間、担当保健師等による保護者の相談支援及び定期的な健診等を通じて、障害の早期発見及び早期対応を行います。 ・全ての年中児を対象とした年中児すこやか相談事業等で、保健師、作業療法士、臨床心理士及び特別支援学校の教員等の協力やアドバイスのもと、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に繋げるほか、個別支援が必要な子どもにはSST（ソーシャルスキルトレーニング）などの支援を行います。 ・妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師や保育士等が妊婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見・療育相談等に応じます。 ・健診後の要経過観察児への家庭訪問を行い、障害の早

	期発見を図るとともに、保護者の育児相談に応じます。
--	---------------------------

②保育・教育との連携

取 組	内 容
就学前児童に対する 障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各保育所・幼稚園等に在園する支援が必要な子どもに保育士・教諭を配置し、一人ひとりの保育・教育ニーズに応じたきめ細かな障害児保育・教育を行います。 ・小学校入学に向けた幼児の連携シートを作成して小学校と交流するなど、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組を推進します。
就学指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、福祉、医療の関係者で構成する宮津市教育支援委員会において、子どもの障害の特性に応じた適切な教育が受けられるよう、就学指導及び教育的支援を行います。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づき、発達障害を含めた障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な教育課程を編成します。 ・学校教育活動において、交流及び共同学習を計画的、継続的に実施するとともに、特別支援教育について、地域社会の理解と認識を深めます。 ・学校ごとに特別支援教育コーディネーターを置き、障害のある子どもを支援する校内体制を整備するとともに適切な環境整備を進めるほか、個別の教育支援計画に基づいた適切な指導・支援を行います。 ・特別支援教育について、教職員への研修を行い、指導力の向上を図ります。 ・就学奨励費等の支給により、障害のある子どもの就学を支援します。
発達障害等の児童生徒への教育的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害等の状態を示す児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、適切な指導、支援を行います。

取 組	内 容
障害を理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化等を進めるとともに、障害のある子どもの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室こころのまどや家庭児童相談員により、保護者の子育て支援を図ります。 ・専門の教員により、保護者の教育上の悩みや不安の相談に応じる教育相談会を開催します。
高等教育等への就学の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要と思われる高校生の生活及び卒業後の進路を支援するため、丹後圏域において、定期的に高等学校と福祉等関係機関の協議を行います。
進路指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・行政・公共職業安定所・企業等、関係機関の連携を強化し、障害のある子どもの状況に応じた適切な就・修学指導及び進路指導を行います。

(2) 就労・雇用の促進

障害のある人がその適性に応じて能力を最大限に発揮して働くことができるよう、一人ひとりの特性に十分に配慮した就労支援を行うことが必要です。

このため、様々な機関と連携した障害者雇用の拡大のほか、総合的な就労支援施策の推進に加え、障害者雇用に関する理解促進を図ります。

① 障害者雇用の拡大 重点

取 組	内 容
宮津市雇用対策協定に基づく障害者雇用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、京都労働局、公共職業安定所、商工会議所が連携しながら障害者の就職支援と、市内企業等による積極的雇用等の取組を推進します。

取 組	内 容
公的機関における雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市役所等の公的機関において、障害のある人の雇用を推進するとともに、障害者優先調達推進法に係る調達方針に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスの調達を積極的に行うとともに、委託可能な業務を検討し、雇用職域の拡大を図ります。
各種助成制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所との連携のもと、企業や事業主に対して、受入れ促進を図るための各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

②総合的な就労支援施策の推進

取 組	内 容
総合的な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会就労部会の「就労お助け隊」等の活動を通して、関係機関による連携の下、一般就労促進に向けた市内事業所への働きかけや就労に向けた支援から職場定着までの一貫した支援体制の強化を図ります。 福祉事業所に通所している障害のある人を対象に「就労支援セミナー」を実施し、就労への意欲と意識の向上を図るとともに就職活動の機会を作ります。 障害のある人のための就労相談窓口を周知し、随時相談を受け付けます。
訓練等給付事業による就労支援の拡充・推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、就労に向けた訓練を行う就労移行支援を推進します。 一般企業での就労が困難な人や、就労意欲のある高齢の障害のある方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援を拡充・推進します。
市内の障害福祉サービス事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業所において、仕事の開拓や流通経路の確保等を進めるとともに、事業所が販売する物品、従事する作業等についての広報を支援し、工賃向上に協力します。

取 組	内 容
各種就労支援事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業安定所や事業所との連携を図り、障害者トライアル雇用を活用し、障害のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

③障害者雇用に関する理解促進

取 組	内 容
障害者雇用に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等に対し、障害者雇用についての意識啓発を図り、就労支援体制を強化するため、障害のある人の就労や障害理解についての研修会を実施します。 ・ 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人の就労の継続を図るために、事業主、障害福祉事業所、医療機関等との連絡調整等の支援を一定期間実施します。 ・ 市内の企業等で働く障害のある人や雇用する企業のニーズの把握に努め、実習先や就労先を確保します。 ・ 障害のある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援するため、公共職業安定所等や障害者就業・生活支援センターと連携して、職業適応援助者（ジョブコーチ）の積極的な利用の促進を図ります。

基本目標3 地域生活を支える仕組みづくり

(1) 地域支援体制の整備

少子高齢化の進行により、今後、本市の生産年齢人口が減少していくものと見込まれる中、福祉を支える人材確保が喫緊の課題となっています。

このため、障害福祉人材の育成・確保・定着をより一層推進させ、また、障害者の重度化・高齢化に伴い、地域生活支援を充実させます。

① 地域福祉活動の充実

取組	内容
ボランティア団体の育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会による市民のボランティアに関する意識の高揚と積極的な参加を促し、地域で活動する人材の発掘・育成に努めるボランティア振興事業を支援します。 ・社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化及びボランティア連絡協議会によるボランティア育成を支援します。 ・高齢者が豊かな経験と知識を社会に還元するため高齢者が参加しやすいボランティア講座の開催等を推進するとともに、地域の方々との交流や気軽にボランティア体験ができる機会を提供します。また、ボランティア活動を継続的に行うことができるよう、ボランティアポイント制度の導入検討など、担い手の確保に努めます。
地域における見守りネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等見守りネットワークの参画事業者を拡充するとともに研修等を実施し、見守り活動等の充実を図ります。

②障害福祉人材の育成・確保・定着 **重点**

取 組	内 容
福祉を支える人材の育成・確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材を確保するため、介護資格の取得や雇用の促進・住宅の確保等を支援します。また、京都府の福祉人材確保推進事業と連携して次世代人材の育成に努めるとともに、市内福祉事業所や北京都ジョブパークとの共催による雇用促進事業を推進します。 ・福祉人材の定着に向け、福祉職場における処遇改善等就労環境の向上について国等への働きかけをしていきます。 ・宮津総合実習センターについて、市内関係機関・団体等に対し利活用の働きかけを行うとともに、京都府及び北部他市町と連携した事業に取り組みます。 ・障害福祉サービスを提供する市内事業所の人材確保を支援するため、社会福祉法人等と連携したヘルパー研修等の開催に取り組みます。
事業所等連携による人材の採用・定着・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所と行政が連携し、人材確保・育成等課題について協議、情報共有する場を設置します。

③ 地域生活支援の充実

取 組	内 容
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、コーディネーター等を配置し、障害者自立支援協議会を活用した地域での生活に対する支援体制を構築します。
強度行動障害を有する者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市又は丹後圏域において支援ニーズを把握し、障害者自立支援協議会の場等を活用して支援体制を構築します。

(2) 保健・医療・福祉の充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るため、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、その自立と社会参加の実現を図ることが重要です。

このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、効果的に運用するとともに、保健・医療の充実、さらには、障害福祉サービスの質の確保・向上に向けた取組を進めます。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・運用

取 組	内 容
保健・医療・介護・福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置し、地域での生活の場が確保されるよう京都府や関係機関等と連携を図りながら、包括的な体制を構築します。
地域移行・地域定着等への推進	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のある人が地域へ移行した後に安心して暮らしが続けられるよう、市内の事業所や関係機関等と連携した取り組みを進めます。

② 保健・医療の充実

取 組	内 容
在宅重度障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な在宅の重度障害のある人を受け入れた指定生活介護事業所に、看護師の増員や勤務時間を増やすために要した経費を補助し、安定した日中活動サービス利用を促進します。 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害のある人のショートステイを受け入れた医療機関に対し、ヘルパーの付き添い等の受入れに必要な費用を助成し、在宅生活及びその家族等の負担軽減を図ります。

取 組	内 容
在宅重度障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府歯科サービスセンター北部診療所に対して運営費補助を行い、適切に歯科診療を受けられる医療体制を確保します。 ・意思疎通を十分に図ることができない重度障害のある人が入院する場合に、重度障害のある人と医療従事者との意思疎通を図る者を派遣し、診療行為の円滑化を図ります。 ・重度訪問介護の利用者が入院時にも医療機関で重度訪問介護を受けられるよう、利用者のニーズを的確に医療従事者に伝達するための支援を行います。
在宅療養多職種連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まる中で、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・福祉分野の関係機関の連携を推進します。
障害予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のライフステージに応じた健康づくりを支援するため、健康相談体制や栄養相談の充実を図ります。
各種健康診査事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の市民に対し健康診査・各種がん検診・健康相談・健康教育等を行い、疾病の予防及び早期発見に努め、適切な指導を行います。 ・障害のある人が各種健診を受けやすくなるよう、受診時間の設定や、受診会場のバリアフリー化などを行います。
家庭訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の要指導者や家庭において寝たきり等の介護が必要な人等に対して保健師や看護師が家庭訪問を実施し、心身機能の低下予防を図ります。
医療費助成制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の機能障害の軽減または改善を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。 (自立支援医療：更生医療)

取 組	内 容
<p>医療費助成制度の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある人に対し、精神科の通院医療に係る医療費の一部負担金の助成を行います。 (自立支援医療：精神通院) ・国民健康保険において、精神通院医療に係る自己負担を助成します。 ・障害のある子ども等の障害の除去または軽減に必要な医療費を支給します。(自立支援医療：育成医療) ・重度心身障害児者医療費及び重度心身障害老人健康管理費支給事業の実施に加え、新たに精神障害のある人への医療費の自己負担助成を行います。 ・障害のある人の重度化を防ぐため、インフルエンザの予防接種に係る費用の一部を助成します。 ・障害者施設に入所している知的障害のある人に対し、医療費の助成を行います。
<p>医療体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会、歯科医師会との連携のもと、市民が必要な時に適切な治療を受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ります。 ・訪問看護ステーション等と連携し、重度障害のある人等の在宅での健康保持に努めます。
<p>こころの健康に関する支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを実施し、精神障害のある人の社会参加の機会を確保します。 ・精神障害のある人が地域で生活するために、医療、保健、福祉の関係機関が連携して家庭訪問を実施するなど、互いに支え合う環境づくりを進めます。 ・精神障害のある人やその家族にとって、身近に相談できる窓口として精神障害者相談員を設置します。
<p>難病患者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担軽減など、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実を図ります。

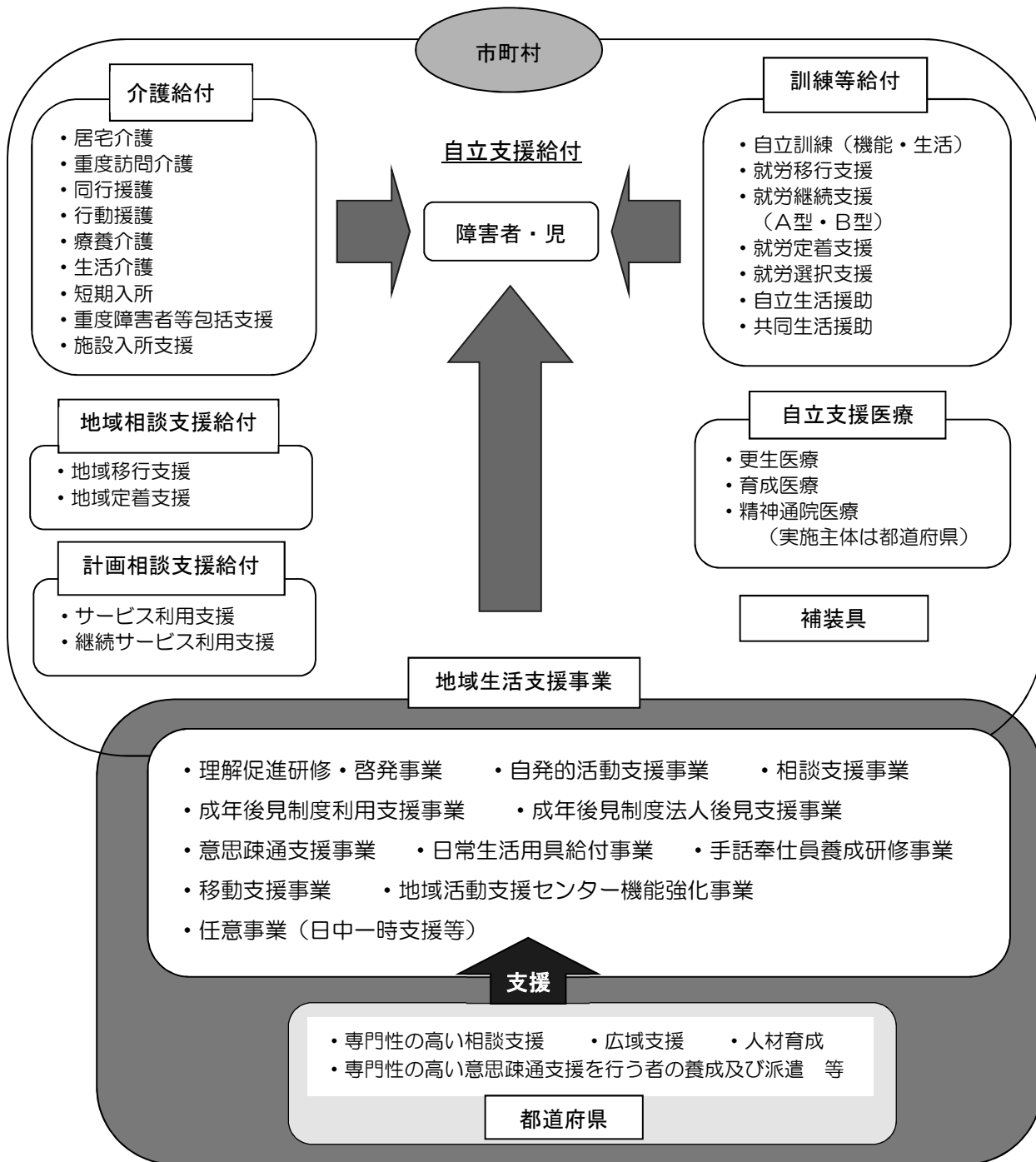
取組	内容
高次脳機能障害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害についての理解を深めるとともに、高次脳機能障害のある人の相談支援を行い、適切なサービス利用へつなげます。

③ 福祉サービスの充実及び質の確保

取組	内容
障害福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス従事者のスキルアップを図るため、京都府等が実施する研修への参加を促します。 ・宮津市が指定する特定相談事業所への実地指導を行います。 ・利用者が質の高い障害福祉サービスを選択できるよう「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」による事業所の第三者評価の実施を促します。
自立支援給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用希望者が、必要な時に必要なサービスが受けられるよう、介護給付・訓練等給付に係るサービス提供体制の基盤整備と内容の充実を図ります。 ・医療機関や介護保険施設等との連携を図り、家族の緊急時等における障害のある人の短期入所の受け入れ体制の確保に向けて協議を進めます。 ・介護保険制度の対象となる障害のある人について、介護保険担当や介護支援専門員、相談支援専門員と連携し多様なニーズや生活に即したサービス提供を行います。 特に、65歳を迎えて障害福祉サービスから介護保険制度に移行した際に、サービスの質や量が低下しないよう連携を図ります。 ・65歳に至るまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた障害のある人が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、利用者負担を軽減します。 ・障害者支援施設やグループホーム等の利用者で、一人暮らしを希望する障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。

取 組	内 容
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、地域生活を支援するための各種事業を実施するとともに、京都府が実施する地域生活支援事業と連携を図ります。
補装具費の給付等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体に障害のある人の身体機能を補うため、車いすや義肢装具等の用具及びその修理費を支給します。 ・ 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害のある子どもに対して、貸与が適切と考えられる場合には貸与を行います。 ・ 難聴児の言語取得やコミュニケーション力の向上を図るため、身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入費等の助成を行うほか、新たに高度難聴児の人工内耳の装用に係る消耗品の助成等を検討します。
各種手当・給付金等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当・障害児福祉手当、重度障害者給付金、在日外国人等重度障害者給付金、生活福祉資金貸付等、各種手当・給付金を支給し、障害のある人の生活の安定化を図ります。 ・ 障害のある人が自立に必要な訓練を受けることができるよう、障害福祉サービス事業所への通所交通費の一部補助を継続します。
サービスに関する情報・相談の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援する包括的な情報提供・相談支援体制の充実を図ります。 ・ 福祉サービスの質を高めるため、利用者からの意見や苦情等が事業者に的確に受け止められ、反映される体制づくりを進めます。 ・ 障害のある人の課題を把握し、検討するために、市内の事業所が協議する場を設置します。

総合的な自立支援システムの構築



(3) 情報提供・相談体制の整備

障害のある人が身近な地域で自立した生活を送るためには、身近な情報提供や相談体制の充実が重要です。

このため、様々な媒体を活用した情報の取得利用できる環境整備や障害の特性に応じた意思疎通を推進するほか、相談支援体制の充実・強化を図ります。

① 情報の取得利用・意思疎通の推進

取 組	内 容
各種広報媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やパンフレット、インターネット等各種広報媒体を活用し、制度の紹介や福祉マップによる事業所情報等、市民に身近で有用な様々な情報の提供を行います。 ・「宮津市障害者福祉のてびき」を発行し、福祉サービスや各種制度の周知を図ります。
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等交付時や各種手続きの申請時に制度の紹介等必要な情報提供を行うとともに、事業所や医療機関等の窓口へのパンフレットの配架、イベント・交流活動時の配布など、様々な機会を捉えて情報の提供を行います。
障害の特性に応じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害のある人に対し、広報誌やお知らせ版等の音訳テープの作成等により、特性に応じた適切な情報提供を行います。 ・聴覚障害のある人が参加するイベント時等に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、適切な情報提供を行います。
手話奉仕員等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障害のある人への支援を行います。また、現任研修を実施することにより、現在活動している通訳者等の資質の向上を図ります。 ・盲ろう者向け通訳・介助者の養成と派遣制度の普及を行い、視覚と聴覚に重度の障害のある人の生活を支援します。

② 相談支援体制の充実・強化 **重点**

取組	内容
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者生活支援センター結は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所との連携調整を強化し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、指導、助言、専門機関への紹介等により相談支援の充実を図ります。
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の連携による相談支援体制を強化します。 ・障害のある人の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたきめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画やモニタリング報告書の作成など計画相談を行います。 ・ケアマネジメント体制を充実させ、障害のある人のニーズと各種福祉サービスや社会資源を適切にコーディネートします。
重層的支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑、複合化した課題を抱える世帯等を市全体で受け止める相談体制を整備するとともに、様々な相談機関（部課係、社協）でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしつつ、包括的に支援するため、それぞれの相談機関が連結し連動する体制の構築を目指し取組みを推進します。
地域における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員、こころの健康推進員や民生児童委員等に対し、情報提供や研修等を行い、障害のある人の生活を支援するため、地域での相談機能の強化を図ります。
ライフステージに対応した相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のライフステージの各段階に応じた適切な相談が行えるよう相談員や相談機関の相互の情報共有及び有機的な連携を促進します。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 生活環境の整備

障害のある人が、地域の中で安全で安心して快適に暮らすことができるよう、移動支援や施設のバリアフリー化などの住みよいまちづくりを進めるとともに、グループホームなどの住環境の整備を進めます。

① 住みよいまちづくりの推進

取組	内容
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動が困難な障害のある人に対する移動支援事業、同行援護、行動援護等の外出支援を充実します。 ・全ての人が安全かつ容易に移動できるよう、ノンステップバスやリフト付きタクシーの導入を働きかけます。 ・加齢や障害などの様々な理由により外出が困難な方の移動手段の利便性を図るため、福祉タクシーや福祉有償運送などの利用の拡充のほか、新たなサービスなど、庁内の関係部署や市内の様々な団体と連携し、外出支援につながる取組を検討します。 ・有料道路通行料金割引、身体障害者運転免許取得費助成や自動車改造費の助成等、移動・交通に係る各種助成制度の周知・活用を図ります。 ・身体に障害のある人が公共施設等を利用する際に、介助犬等が同伴を拒否されないよう、身体障害者補助犬法の普及・啓発を行います。 ・通院により慢性透析療法を受けているじん臓機能障害のある人の通院交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。
福祉のまちづくりの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への掲載をはじめ、パンフレット、ホームページ等を活用したPR活動を行い、ノーマライゼーションやバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行います。

取 組	内 容
公共施設などの整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府福祉のまちづくり条例に基づき、施設の新設・改良時にあわせて段差解消やスロープの設置などのバリアフリー化を実施し、障害のある人の移動時の利便性や安全性の向上を図ります。 ・道路・交通安全施設において、標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に働きかけます。
民間施設の整備・改善に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による施設の建設や既存施設の改修において、京都府福祉のまちづくり条例による整備基準に適合するよう啓発を進めます。

② 住環境の整備

取 組	内 容
市営住宅の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の市営住宅への入居の際には、優先的に配慮を行うほか、市営住宅の建設に際しては、バリアフリー化された設計を進めます。
グループホームの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの充実に向けて、関係機関との協議を進めます。

(2) 防災・防犯対策の推進

災害時や緊急時において、障害のある人が安全で安心して過ごせるよう、地域の身近な関係者や団体等と協力しながら防災対策を推進します。

① 防災対策の推進 **重点**

取 組	内 容
<p>災害時要配慮者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難ができるよう、避難マニュアル、防災マップ、洪水ハザードマップ等の作成と配布を行います。 ・障害のある人の避難行動・安否確認を行うため、通所・入所施設との連携を強化します。 ・ひとり暮らし又は障害のある人のみの世帯で生活している重度障害のある人に対して火災警報器の給付を行います。 ・災害時において要配慮者への早期連絡、避難誘導、安否確認の体制づくりを図るため、災害対策基本法及び宮津市地域防災計画に基づく災害時要配慮者名簿の作成と、要配慮者の個別避難計画の作成に努めます。 <p>あわせて、地域と関係機関・団体等による要配慮者支援に向けた連絡会議を開催し、意見交換、情報共有、研修等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により自宅で居住困難な要援護者や避難所での生活が困難な要援護者の一時避難所として施設を利用できるよう所有・管理する社会福祉法人と協定を締結します。 ・避難所における良好な生活環境を確保するため、福祉避難コーナーの適切な設置に努めます。
<p>地域防災力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の相互の助け合いにより、災害時に避難支援活動等が行えるよう、地域が一体となった防災活動を行う自主防災組織への支援に努めます。 ・福祉施設において、消防署・消防団との合同防災訓練や防火、初期消火等の講習会を通じて防災体制を強化します。 ・消防署・消防団による独居障害者等への防火訪問を実施し、防火意識の高揚を図ります。

取 組	内 容
緊急時通信手段の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人へ防災情報を確実に伝達するため、ファックス等を活用して災害時情報の提供を行うとともに、宮津市公式 LINE やみやづ情報メール「防災」への登録促進を図ります。 ・京都府防犯・防災情報メールの登録促進を図ります。 ・聴覚や音声言語に障害のある人が緊急時に警察へ速やかに通報できるよう、京都府警察メール 110 番・FAX 110 番の利用を促進します。 ・聴覚や音声言語に障害がある人が緊急時に消防へ速やかに通報できるよう、FAX119 番通報や音声によらず全国どこからでも 119 番通報ができる Net119 緊急通報システムの利用を促進します。

第5章 第7期障害福祉計画

1 令和8年度の数値目標の設定と目標達成に向けた方策

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、グループホームや一般住宅への入居など、地域生活への移行を推進します。

【国の指針】

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数（28人）の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

令和8年度末における令和4年度末時点の施設入所者数（28人）を5%以上削減することを基本とする。

当市においては地域移行等による退所者見込数2人を目標値とする。

【目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	28人	令和5年3月31日の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数(B)	26人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】(A)のうち令和8年度までの地域生活移行者数(C)	2人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
地域生活移行率	7.1%	$(C) \div (A)$
【目標値】削減見込	2人	$(A) - (B)$
入所者数削減率	7.1%	$(A - B) \div (A)$

【達成のための方策】

グループホームの利用や住宅入居等支援事業により地域での生活の場を確保するとともに、相談支援事業所を中心に地域の福祉サービス事業所等の関係機関と協力し、必要な福祉サービス等を提供します。

また、利用者の権利擁護が図られるよう、必要に応じ成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

家族の状況変化により地域での生活が困難になった場合も、本人の意向

を尊重した上で、相談支援事業所を中心に福祉サービス等の提供を図り、引き続き地域で生活できるよう支援していきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域の課題を共有したうえで、京都府とも連携しながらシステムの構築に資する取組を推進します。

【国の指針】

令和8年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。

精神病床における1年以上の入院患者数を削減する。

精神病床における早期退院率を、入院から3か月後には68.9%以上、6か月後では84.5%以上、1年後で91.0%以上とする。

【目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	1人

【達成のための方策】

保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置し、グループホーム

の利用等による地域での生活の場を確保するとともに、相談支援事業所を中心として地域の医療や福祉サービス事業所等のネットワークを構築し、必要な支援を提供します。

自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）のサービス提供については、利用見込みはありませんが、サービスの利用希望に応じて対応していきます。

（3）地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市内に地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実を図ります。

また、強度行動障害のある人への支援体制の充実を図ります。

【国の指針】

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

強度行動障害のある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	検討	設置	設置
コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	0回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制	検討	検討	構築

【達成のための方策】

障害のある人の地域での生活を支援する拠点の整備（支援体制）については、コーディネーター等を配置し、市内の障害福祉サービス事業所等と連携

しながら取組みを進めるとともに、年一回以上、障害者自立支援協議会を活用した運用状況の協議を行うなど、効果的な支援体制の構築に努めます。

強度行動障害のある人に対し、宮津市又は丹後圏域において支援ニーズを把握し、障害者自立支援協議会等を活用して支援体制を検討、構築します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

【国の指針】

令和8年度の一般就労への移行者数を、令和3年度実績（3人）の1.28倍以上とする（就労移行支援 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型 1.28 倍以上）。

令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上とする。

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績（0人）の1.41 倍以上とする。

【目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援	0人	
就労継続支援A型	1人	
就労継続支援B型	2人	
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(B)	7人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援	2人	
就労継続支援A型	2人	
就労継続支援B型	3人	
増加割合	2.3倍	(B)/(A)【目標 1.28倍以上】
就労移行支援	2.0倍	(B)/(A)【目標 1.31倍以上】
就労継続支援A型	2.0倍	(B)/(A)【目標 1.29倍以上】
就労継続支援B型	1.5倍	(B)/(A)【目標 1.28倍以上】
令和8年度の就労移行支援事業所数(C)	1箇所	令和8年度における、就労移行支援事業所数

令和8年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所(D)	1箇所	令和8年度における、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
割合	100%	(D)/(C)【目標5割以上】

【達成のための方策】

自立訓練や就労移行支援等の日中活動サービスの提供により、職業訓練と社会適応能力を高める支援を行います。

また、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの連携のもと本人の適性にあった職場を開拓、あっせんします。

さらに、自立支援協議会就労部会において、関係機関の連携のもと、就労支援セミナーを実施し、障害のある人の就労への意欲と意識の向上を図るとともに就職活動の機会を作ります。

なお、障害のある人が希望する一般就労を支援するため、企業等での就労開始前や開始初期において、企業や就労系障害福祉サービス事業所と連携しながら、就労系障害福祉サービスの一時的な利用を検討します。

(5) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事業所に新たに雇用された障害のある人に対して、事業所での就労の継続を図るために、事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等の連絡調整等を行い、就労の定着を推進します。

【国の指針】

- ①令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和3年度実績(3人)の1.28倍(4人)以上
- ②令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 令和3年度実績(0人)の1.41倍(2人)以上
- ③就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 2割5分以上

【目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数（A）	0人	
令和8年度の就労定着事業の利用者数（B）	2人	
令和8年度【目標値】 =（B）/（A）（倍）	2倍	令和3年度の実績の1.41倍とすることを基本とする。
就労定着支援事業所数（令和3年度末現在）	0箇所	
就労定着支援事業所数（令和8年度末現在）（C）	1箇所	
令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所数（D）	1箇所	
令和8年度【目標値】 =（D）/（C）（%）	100%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【達成のための方策】

一般就労の職場定着を支援するために、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所を中心に、職場のみならず生活の様々な相談を行い、本人の生活を全面的にバックアップする体制を図ります。また、企業を対象に障害理解を深めるための研修会等を実施します。

（6）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

【国の指針】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保（①総合的・専門的な相談支援②地域の相談支援体制の強化（相談支援事業者への指導助言、相談支援事業者への人材育成支援、相談支援事業者への連携強化の取り組み））

【目標】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	2件	3件	3件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	2件	2件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	4回	5回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	4回	5回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会を通じた地域の個別事例の検討の基盤の開発・改善	協議会の体制確保	有	有	有
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
	協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	2箇所	2箇所	2箇所
	協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
	協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

【達成のための方策】

地域における相談支援の中核的な役割を持つ基幹相談支援センターを設置するとともに、障害者自立支援協議会において、令和8年度までに個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発等を実施します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

より質の高いサービス提供が受けられるよう、相談支援従事者研修等の各種研修を活用した職員の資質向上に取り組みます。

【国の指針】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

【目標】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
京都府等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（障害支援区分、虐待等）	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回

【達成のための方策】

障害福祉等事業所職員の専門性や質の向上、能力や経験年数に応じた体系的・計画的な研修の機会の確保に努め、京都府実施の各種研修等への連絡・案内を行います。

2 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援や、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行うサービスです。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	時間/月	540	560	590
	人/月	46	48	50
②重度訪問介護	時間/月	280	280	280
	人/月	2	2	2
③同行援護	時間/月	140	140	140
	人/月	10	10	10
④行動援護	時間/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
⑤重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
計	時間/月	980	1,000	1,030
	人/月	59	61	63

【確保のための方策】

入所施設や病院からの地域移行や介護者の高齢化等による居宅介護の利用ニーズの増加傾向を踏まえ、サービス提供体制の確保に努めます。

人材確保については、社会福祉法人等と連携したヘルパー研修等を開催します。

さらに、より質の高いサービス提供が図られるよう、京都府の現任研修等開催についての情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

日中に施設などにおいて、介護や訓練などの場を提供するサービスです。

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	日/月	1,350(34)	1,350(34)	1,350(34)
	人/月	76(2)	76(2)	76(2)
②自立訓練(機能訓練)	日/月	23	23	23
	人/月	1	1	1
③自立訓練(生活訓練)	日/月	23	23	23
	人/月	1	1	1
④就労選択支援	人/月		0	0
⑤就労移行支援	日/月	24	24	24
	人/月	2	2	2
⑥就労継続支援A型	日/月	260	260	260
	人/月	13	13	13
⑦就労継続支援B型	日/月	1,400	1,460	1,500
	人/月	75	78	80
⑧就労定着支援	人/月	0	0	0

※①生活介護の()内は総数のうち重度障害者の数

※重度障害者は、障害福祉サービス等の報酬告示における重度障害者支援加算の対象者

【確保のための方策】

身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

一般就労を希望する障害のある人に対しては、就労移行支援や就労継続支援事業を通じて就労への支援を実施し、自立支援協議会就労部会をはじめとする関係機関の連携により、就労に向けての支援を行います。

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①療養介護	人/月	3	3	3
②短期入所(福祉型)	日/月	40(10)	40(10)	40(10)
	人/月	4(1)	4(1)	4(1)

③短期入所（医療型）	日／月	10(0)	10(0)	10(0)
	人／月	1(0)	1(0)	1(0)

※②③短期入所の（ ）内は総数のうち重度障害者の数

※重度障害者は、障害福祉サービス等の報酬告示における重度障害者支援加算の対象者

【確保のための方策】

短期入所の福祉型については、市内に共生型によるサービス提供事業所ができるため、必要に応じた短期入所の利用がしやすくなります。

医療型については、指定病院の空床型の利用となっていることから、介護者の病気等の緊急時やレスパイト的な利用ニーズに対応するため、関係機関との調整を図り利用に向けた支援を行います。

(3) 居住系サービス

主として、夜間にグループホームや入所施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助 (グループホーム)	人／月	37	37	37
②施設入所支援	人／月	28	28	28
③自立生活援助	人／月	1	1	1

【確保のための方策】

共同生活援助は、今後、地域移行や介護者の高齢化が進む中、ニーズの高まりが予測されるため、グループホーム等の整備に向けた関係機関等への働きかけを進めます。

自立生活援助のサービスの提供については、近隣市町を含め指定事業所がありませんが、サービスの利用希望に応じて対応していきます。

(4) 相談支援事業

障害福祉サービス利用のための計画作成にあたっては、相談支援事業所の相談支援専門員が、サービス提供事業所や医療機関等の様々な関係機関と連携を図ります。また、一定期間ごとのモニタリングを行い、適正なサービス利用計画を実施します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	60人分	62人分	64人分
②地域移行支援	1人分	1人分	1人分
③地域定着支援	1人分	1人分	1人分

【確保のための方策】

計画相談支援の増加が見込まれる中、相談支援体制を充実し多様化するニーズに対応します。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、市町村を実施主体とし、地域の特性や障害のある人の状況に応じて実施する事業です。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的に、障害についての理解を深めるために、市のホームページや広報誌などへの情報の掲載や講演会・交流会等の実施により、地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ります。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害の理解を深めるための研修・啓発事業	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障害のある人やその家族又は地域住民等が自発的に取り組む活動を支援するものです。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

③相談支援事業

一般相談支援事業は市内の社会福祉法人に委託し、専門職の相談員の配置等により相談の充実を図るとともに、住宅入居等支援事業により病院や施設からの地域移行を進めます。

障害者相談事業において、わかりやすい相談窓口の充実に努めるとともに、アウトリーチ（潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組）等の機能強化を図る必要があります。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見支援センターによる成年後見制度の広報・啓発を行い、広く周知を行い、成年後見を必要とする障害のある方やその家族に対してサポートを行います。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人

⑤意志疎通支援事業

市が主催する研修や講演会等に聴覚障害のある人が参加しやすくなるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

また、手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、広報等による周知徹底を

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	50件	55件	60件

行います。

⑥手話奉仕員養成研修事業

手話の周知に努め、研修受講者数の増加を図ります。

市民の理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備に努め、手話奉仕員養成研修修了後の活動の場の拡充を図ります。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業		5人	5人

⑦日常生活用具給付事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報収集を行うとともに、情報提供の充実を図ります。

障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行うとともに、利用の促進を図ります。

用具種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	4件	4件	4件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	4件	4件	4件
排せつ管理支援用具	585件	585件	585件
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件
計	600件	600件	600件

⑧移動支援事業

入所施設等から地域へ移行する障害のある人や、精神・知的障害のある人の移動支援利用の増加が見込まれるため、ヘルパーの確保が必要になります。

新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことで、外出制限等もなくなり、利用者数、利用時間数は増加していくものと考えます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	12	14	16
	時間	600	700	800

⑨地域活動支援センター

市外事業所は、主に聴覚に障害のある人に対しサービス提供しているため、難聴の人等の日中活動の場としての利用を見込みます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援事業	箇所	1	1	1
	人	3	4	5

(2) 任意事業

①日常生活支援

訪問入浴サービス事業及び生活訓練等事業は、広報やホームページなどを活用し、事業の周知に努めます。

日中一時支援事業は、障害のある人や子どもへの日中の一時預かり事業のため、必要に応じて利用を決定します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問入浴サービス事業	箇所	実施箇所 1	1	1
	人	実利用者 1	1	1
②生活訓練等事業	人	延べ利用者 120	120	120
③日中一時支援事業	箇所	実施箇所 5	5	5
	人	実利用者 45	47	49
④重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人	実利用者 1	1	1

②社会参加支援事業

障害のある人の社会参加を促進するための事業を実施します。

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツレクリエーション教室	50人	60人	70人
サロン事業	500人	520人	540人
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	1人	1人	1人
奉仕員等養成事業	5人	5人	5人

第6章 第3期障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制について

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、教育、就労支援者等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【国の指針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

令和8年度末までに、全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

令和8年度末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関協議の場を各市町村又は圏域に設置する。

令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は圏域に配置する。

【目標】

項目	令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末時点)
児童発達支援センターの設置	有	有
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	無	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所	2箇所

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	1

【達成のための方策】

市内の児童発達支援センター等と連携しながら保育所等訪問・相談事業を行うなど、障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう支援を行うとともに、今後、地域社会の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け、検討を進めていきます。

重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害のある子どもの利用希望がある場合には、必要に応じて受入体制を構築します。

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、圏域自立支援協議会医療的ケア部会での協議の継続や、市内の社会福祉法人等関係機関との協議の場を設置します。

2 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

身近な地域で支援を必要とする子どもが療育を受けることができるよう、支援体制の整備に努めます。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	日/月	96	100	104
	人/月	25	26	27
②放課後等デイサービス	日/月	370	385	400
	人/月	50	52	54
③保育所等訪問支援	日/月	4	4	4
	人/月	2	2	2
④居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	2
	人/月	0	0	1
⑤障害児相談支援	人/月	20	30	40
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	1	1	1

【確保のための方策】

障害者自立支援協議会等を通じたネットワークの構築により、市内の児童発達支援センターを含めた2箇所の事業所を中心として、児童発達支援等を利用する児童や家族に対し、継続して相談・支援を行います。

(2) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど発達障害者のある人及びその家族に対する支援体制を確保します。

区 分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人／年	8	10	12
②ペアレントメンターの人数	人	0	1	2
③ピアサポート活動への参加人数	人／年	0	1	2

【確保のための方策】

市内の児童発達支援センター「すずらん」等と連携し、発達障害の子どもがいる保護者を対象にペアレントトレーニングを開催するとともに、ペアレントメンターの養成（育成）については、京都府の事業を活用しながら体制の確保に向けた検討をしていきます。

また、地域における子育てサロン等が実施する、ピアサポート活動についての周知及び参加等呼びかけます。

（3）子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童やその保護者の利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として以下を目標とします。

種 類	利用ニーズを踏 まえた必要な見 込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	8	8	8	8
認定こども園	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業	7	7	7	7

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の評価と進行管理

障害者福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

毎年、計画の進捗状況についてのPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害者計画等の見直しや事業の再検討を行いながら、計画を推進します。

また、障害福祉サービス等の実態や国・府の動向、近隣市町の実施状況なども踏まえながら計画の評価と検討をしていきます。

PDCAサイクルとは

様々な分野、領域における品質改善や業務改善などに広く説明されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

2 計画の進捗に向けた取り組み

(1) 市民・事業者の協働

本計画の施策を実施するためには、行政だけでなく障害のある人とその家族、市民、事業者、関係機関、企業など地域が連携を図りながら、協働による取り組みを推進します。

(2) 宮津市障害者自立支援協議会との連携

関係機関とのネットワークを強化し、障害のある人の新たなニーズや生活を支援する上での地域課題の把握に努めていきます。

障害のある人やその家族、事業所、支援者が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有のみならず、困難事例への対応のあり方に対する協議、調整、本計画の数値目標の達成に向けて具体的な協議等を行う場として、宮津市障害者自立支援協議会の活動とも連動していきます。

(3) 国・府・近隣市町との連携・協力

本計画の推進にあたっては、国の「障害者基本計画」や「京都府障害者・障害児総合計画」など国・府が示す上位計画との連携が欠かせません。

また、障害福祉サービスの安定的な推進体制の構築には、市単独でなく広域的に取り組む必要があるため、近隣市町との連携も図りながら、障害福祉サービスの提供体制の構築に努めます。

(4) 計画の普及・啓発

本計画の推進にあたっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。

そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動を促進していきます。

資 料 編

- 1 障害福祉サービス提供事業所の概要
- 2 アンケート調査
- 3 用語解説
- 4 宮津市障害者計画等策定委員会 委員名簿
- 5 宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱
- 6 宮津市障害者計画等策定経過